

令和7年度第2回本宮市介護保険運営協議会 兼本宮市地域包括支援センター運営協議会次第

日 時：令和8年2月4日（水）
午後3時30分～
場 所：本宮市民元氣いきいき応援プラザ
中会議室（2階）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報 告

（1）介護保険事業の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

（2）地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み状況について・・・資料2

（3）第9期介護保険事業計画における各種指標の評価について・・・資料3

4. 議 事

（1）令和8年度本宮市地域包括支援センター事業実施方針（案）・・・資料4

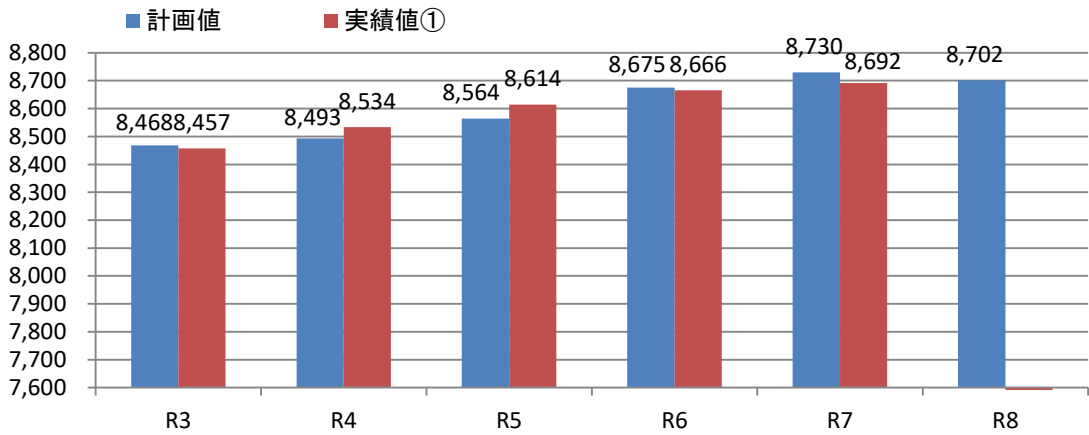
5. その他

6. 閉 会

(1) 介護保険事業の状況について

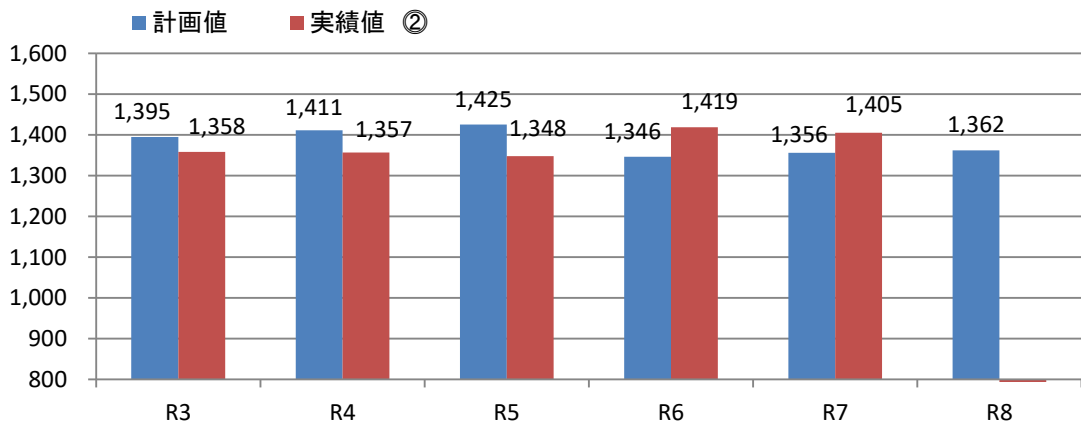
資料 1

■被保険者推移



	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画値	8,468	8,493	8,564	8,675	8,730	8,702
実績値 ①	8,457	8,534	8,614	8,666	8,692	-
対計画比	99.9%	100.5%	100.6%	99.9%	99.6%	-

■認定者推移



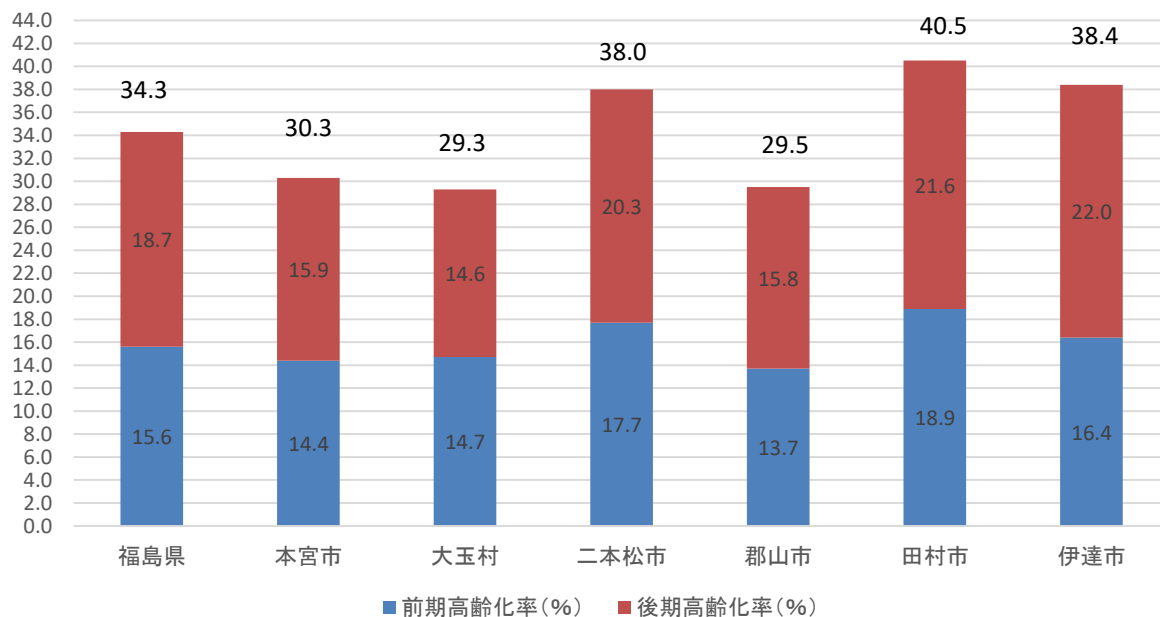
	第8期			第9期		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画値	1,395	1,411	1,425	1,346	1,356	1,362
実績値 ②	1,358	1,357	1,348	1,419	1,405	-
対計画比	97.3%	96.2%	94.6%	105.4%	103.6%	-
認定率(②/①)	16.1%	15.9%	15.6%	16.4%	16.2%	-

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

令和7年9月末時点での被保険者数8,692人で、第9期計画の推定値8,730人を下回っている。
 認定率は16.2%で前年より0.2ポイント下がっているものの、第9期計画における令和7年度の推定値15.5%は上回っている。

■市町村別高齢化率（福島県、県北管内及び郡山市）



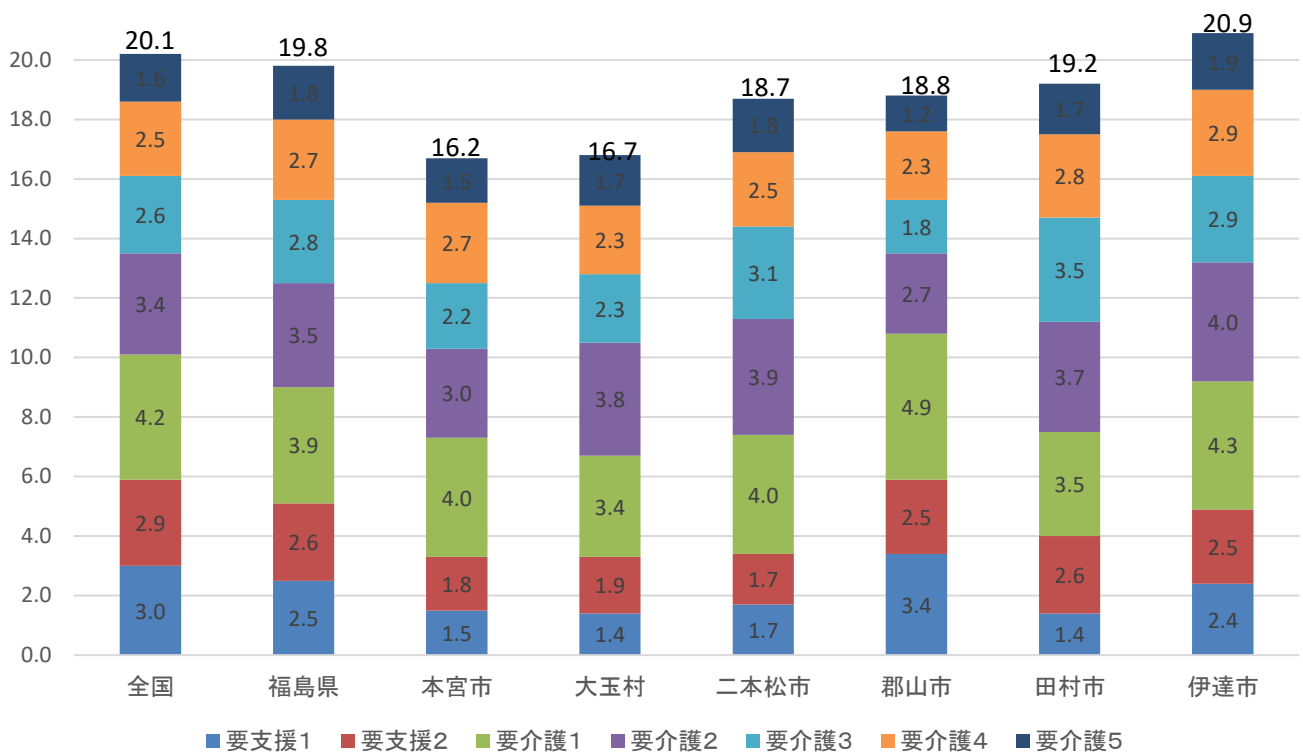
	福島県	本宮市	大玉村	二本松市	郡山市	田村市	伊達市
前期高齢化率(%)	15.6	14.4	14.7	17.7	13.7	18.9	16.4
後期高齢化率(%)	18.7	15.9	14.6	20.3	15.8	21.6	22.0
高齢化率(%)	34.3	30.3	29.3	38.0	29.5	40.5	38.4
人口(人)	1,717,454	29,610	8,934	49,456	316,298	31,821	54,022
高齢者人口(人)	577,579	8,955	2,612	18,655	90,871	12,834	20,689

(出典)福島県現住人口調査月報、各自治体住民基本台帳(令和7年10月1日現在)

本宮市の高齢化率は県平均を下回る30.3%で、近隣市村と比較すると大玉村・郡山市に次いで低くなっている。

第9期介護保険事業計画においても、総人口の減少に伴い、高齢化率は今後も増加することが想定されており、令和7年度以降も後期高齢者数が前期高齢者数を上回る見込みになっている。

■認定率(要介護度別) 【令和7年(2025年)】



単位:%

	全国	福島県	本宮市	大玉村	二本松市	郡山市	田村市	伊達市
要支援1	3.0	2.5	1.5	1.4	1.7	3.4	1.4	2.4
要支援2	2.9	2.6	1.8	1.9	1.7	2.5	2.6	2.5
要介護1	4.2	3.9	4.0	3.4	4.0	4.9	3.5	4.3
要介護2	3.4	3.5	3.0	3.8	3.9	2.7	3.7	4.0
要介護3	2.6	2.8	2.2	2.3	3.1	1.8	3.5	2.9
要介護4	2.5	2.7	2.7	2.3	2.5	2.3	2.8	2.9
要介護5	1.6	1.8	1.5	1.7	1.8	1.2	1.7	1.9
合計認定率	20.1	19.8	16.2	16.7	18.7	18.8	19.2	20.9

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、厚生労働省「地域包括ケアシステム『見える化システム』」

※「見える化システム」に掲載されているグラフは、要介護度別数値の積上げに基づき作成されていますが、数値の四捨五入の取り扱いにより、合計数値と不整合の場合があります。

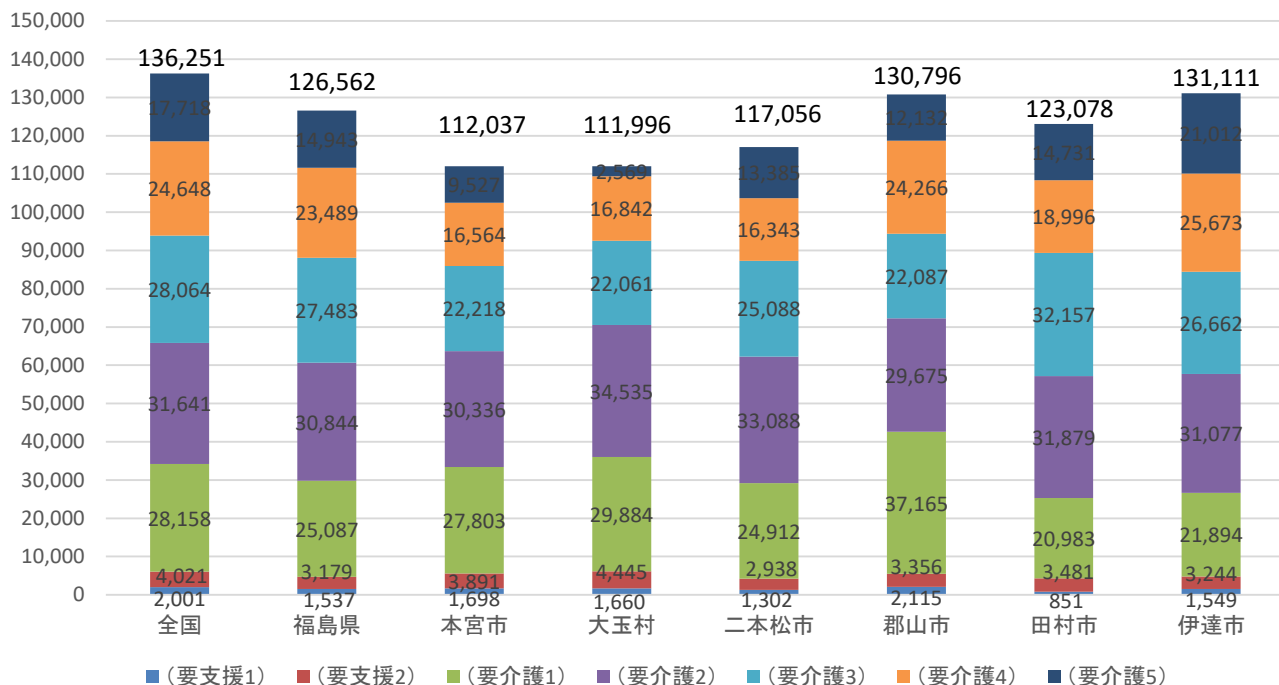
本宮市の認定率は、全国・福島県より下回っており、近隣市村の中でも低い水準にある。前年度との比較では、令和6年度16.6%から0.4ポイント下がり、令和7年度は16.2%となっている。

認定率が下降した背景としては、昨年度と比較し各種感染症の流行が低調であることや予防事業の効果により、認定率が下降したと分析をしている。

しかしながら、計画値より認定率が高い状況ではあるため、今後も、要介護状態になることを未然に防ぐ健康づくりや、介護予防事業を継続して取り組みをおこなう必要がある。

■受給者1人あたり給付月額(要介護度別) 【令和7年(2025年)】

在宅及び居住系サービス



受給者1人あたり給付月額(円)

	全国	福島県	本宮市	大玉村	二本松市	郡山市	田村市	伊達市
(要支援1)	2,001	1,537	1,698	1,660	1,302	2,115	851	1,549
(要支援2)	4,021	3,179	3,891	4,445	2,938	3,356	3,481	3,244
(要介護1)	28,158	25,087	27,803	29,884	24,912	37,165	20,983	21,894
(要介護2)	31,641	30,844	30,336	34,535	33,088	29,675	31,879	31,077
(要介護3)	28,064	27,483	22,218	22,061	25,088	22,087	32,157	26,662
(要介護4)	24,648	23,489	16,564	16,842	16,343	24,266	18,996	25,673
(要介護5)	17,718	14,943	9,527	2,569	13,385	12,132	14,731	21,012
計	136,251	126,562	112,037	111,996	117,056	130,796	123,078	131,111

(出典)厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、厚生労働省「地域包括ケアシステム『見える化システム』」

※「見える化システム」に掲載されているグラフは要介護度別数値の積上げに基づき作成されていますが、数値の四捨五入の取り扱いにより、合計数値と不整合の場合があります。

令和7年度の在宅及び居住系サービス受給者1人あたりの給付月額は112,037円で、昨年度の119,904円と比べ7,867円減少している。
 全国や県平均と比較し、全体的に低くなっているが、介護度別で見ると県平均より要支援1から要介護1の比較的軽度の方の給付額が高くなっている傾向がある。
 昨年度と比較し各種感染症の流行が低調であることや予防事業の効果により、給付費が減少したと分析をしている。

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み状況 (R8.1月末現在)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、新しい総合事業への移行(介護予防含む)、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を図る。

項目	1. 総合事業	2. 介護予防推進	3. 地域ケア会議	4. 在宅医療・介護連携	5. 認知症施策	6. 生活支援・介護予防サービス基盤整備
概要	・要支援1・2の訪問介護・通所介護	・住民が通える地域で、住民主体の介護予防の実施(いきいき百歳体操の普及) ・通いの場やフォローを要するケースへの、リハビリテーション専門職による支援	・個別ケースの課題解決及び地域課題を把握し、資源開発の検討へつなげる ・高齢者の QOL の向上及び、ケアマネ等のスキルアップやケアの質の向上を図る	・在宅医療と介護を一体的に提供するための支援 ①資源把握、 ②課題と対策、 ③切れ目ない医療介護の提供 ④情報共有の支援、 ⑤相談支援、 ⑥研修の開催、 ⑦住民への普及啓発、 ⑧複数関係自治体の連携により広域連携の協議	・認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会の実現のため、認知症施策推進大綱に基づき実施 (1)認知症初期集中支援推進事業 (2)認知症地域支援推進員事業	・老人クラブやボランティア等の多様な主体と連携し、日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る
令和7年度	①総合事業(要支援1・2の訪問介護・通所介護)の実施	①リハビリテーション活動支援事業の実施 ②介護予防講座関係(高齢者元気パワーアップ介護予防講座6回(2月18日開催講座含)、2月1日介護予防講演会+フレイル予防フェア) ③いき百自主活動支援(現在14団体) ④6月6日いき百自主活動代表者会議 ⑤オーダーメイド運動処方プログラム「ロコタス®」システムを使った体力測定会、運動プログラムを提案し在宅での運動支援、フレイル予防啓発 ⑥「のう KNOW®」を使った脳の健康度チェック会(各地区で開催) ※令和3年度より、口腔・栄養・転倒予防事業は高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴い、保健課所管事業へ移行	①2月25日地域包括ケア推進会議開催予定 ②7月24日、10月23日、1月22日包括主催地域ケア会議(定期)を開催 ③自立支援型地域ケア会議 i. 奇数月開催、2ケース実施 ii. 書面により昨年度ケースの事後評価共有と意見交換を実施	①介護保険新規認定者へあんしんセット(保険証ケース)の配付 ②県北保福との退院調整ルールの実施 i. 県北保福と合同で居宅、包括へ「退院調整」に関するアンケート実施 ii. 1月19日県北医療圏域退院調整ルール運用評価会議出席	①1月26日認知症初期集中支援チーム検討委員会 ②認知症地域支援推進員活動、定例会毎月開催 i. 5月16日、7月30日、9月18日認知症ケア連絡協議会・情報交換会 ii. 12月12日認知症ケア連絡協議会・研修会「みんなで考える本宮市認知症地域支援」 iii. 9月30日認知症講演会:「認知症になっても笑顔で生きる～丹野智文さん講演会～」 IV. 認知症月間の取り組み 8月26日～10月16日認知症図書コーナーの設置(しらすわ夢図書館、中央公民館図書室)、認知症を知らう!展示コーナー開催(白沢公民館休憩スペース、中央公民館展示ホール、老人憩の家、ふれあいプラザ、えぼか)、みずいろ公園ライトアップ、なごみ会マリーゴールド植栽、ミニのぼり啓発 ③認知症カフェ3ヶ所実施(月1回開催) ④認知症カフェ3団体に補助金交付 ⑤認知症サポーター養成講座の開催 ⑥8月22日、2月24日(予定)介護者のつどい	①生活支援コーディネーター1名を社会福祉協議会へ委託(包括支援センター職員は生活支援コーディネーター兼務) ②生活支援コーディネーター連絡会毎月開催 ③2月25日生活支援体制整備協議体開催予定(※地域包括ケア推進会議と一体化)

第9期介護保険事業計画における各種指標の評価について

第9期介護保険事業計画に記載の下記事業の取組状況について評価する。
 なお、令和7年度実績値は令和8年1月現在の数値である。

基本目標Ⅰ 健康でいきいき暮らせる地域をつくる

1. 地域リハビリテーション活動支援事業

【事業内容】

住民主体の通いの場や地域ケア会議で検討された事例に対し、リハビリテーション専門職を派遣します。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数(回)	目標	5	5	5
	実績	3	1	-

2. いきいき百歳体操の普及

【事業内容】

介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防に役立つ活動として、いきいき百歳体操の普及を行い、自主的な活動を支援します。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主グループ数(グループ)	目標	17	18	19
	実績	14	14	-

3. ファイブコグ検査

【事業内容】

認知症に関する関心が高まる中、認知機能の状態を評価する検査を実施し、結果説明会を開催します。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催数(回)	目標	2	2	2
	実績	2	-	-

※令和7年度は、ファイブコグ検査に代えて、「のうKNOW®」を使った脳の健康度チェック会を開催(3回)

基本目標Ⅲ 認知症高齢者を支える地域をつくる

1. 認知症サポーター養成講座事業

【事業内容】

認知症について正しく理解するための講座を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
延受講者数(人)	目標	3,500	3,600	3,700
	実績	3,672	3,806	-

2. QRコード活用見守り事業

【事業内容】

道に迷う恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対して、早期に身元が判明するシールを交付することで、認知症高齢者の事故防止や介護者の負担軽減、及び地域での見守り体制の充実を図ります。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	目標	25	25	25
	実績	13	7	-

3. 介護者のつどい事業

【事業内容】

介護している家族の心身負担の軽減を図るため、介護についての講話及び介護者同士の懇談などを行います。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	目標	40	40	40
	実績	29	11	-

基本目標Ⅳ 認知症高齢者を支える地域をつくる

1. 自立支援型地域ケア会議開催

【事業内容】

会議において専門職による検討を行い、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実施を図ります。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討事例数(件)	目標	12	12	12
	実績	9	10	-

基本目標Ⅴ 持続可能な介護保険事業の運営体制をつくる

1. 介護資格取得支援事業

【事業内容】

介護人材の確保及び資質向上を図るため、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の資格取得にかかる費用の一部を助成します。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	目標	3	3	3
	実績	1	0	-

2. 運営指導の実施

【事業内容】

介護サービス事業所等への運営指導により、介護給付等対象サービスの質の確保や工場及び制度運営・保険給付等の適正化を図ります。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導事業所(箇所)	目標	4	4	4
	実績	2	3	-

3. 要介護認定の適正化

【事業内容】

指定居宅介護支援事業所、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市職員等が訪問又は書面等の審査により点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行います。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検数(%)	目標	90	90	90
	実績	100	100	-

4. ケアプランの点検・住宅改修等の点検

【事業内容】

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出又は事業所への訪問調査等を行い、市職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行います。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検数(件)	目標	25	25	25
	実績	11	19	-
住宅改修の実施点検数 (件)	目標	2	2	2
	実績	1	1	-

5. 縦覧点検・医療情報との突合

【事業内容】

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。点検を行うことで、請求内容の誤り等を発見し適切な処置を行います。

指 標(単位)		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検率(%)	目標	100	100	100
	実績	100	100	-

令和8年度本宮市地域包括支援センター事業実施方針(案)

本方針は、介護保険法(以下「法」という。)第115条の47第1項に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」という。)が、包括的支援事業を円滑に実施できるよう、運営協議会の審議による意見を踏まえて定める。

1. 地域包括ケアシステムを構築すること

センターは、地域住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に努める。

市とセンターは、地域包括ケアシステム構築のため、医療介護を含めた多職種の連携強化、生活支援の体制整備、認知症施策の推進、介護予防の推進、地域ケア会議の推進による地域課題の把握と政策提言、多様な担い手で支え合いの体制づくりに努める。

また、地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制に努める。

2. 重点的に取り組む事業

センターは、個別の課題解決や関係機関からの情報収集、地域住民の声などから、地域の実態と課題の把握に常に努め、重点的に行う目標を定めて市と共有し、地域協働による支援体制も含めた地域の課題解決に努める。

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて連携を図り、介護予防と重度化防止に努める。
- ・認知症基本法の基本理念に基づき認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう認知症に対する正しい知識・理解に向けた周知を行い、地域における認知症の人や家族を応援するボランティアの育成・支援、チームオレンジの活動を推進し、支え合いの地域づくりに努める。

3. 地域社会及び専門職と連携すること

センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、地域連携・多職種連携等を目的に開催される会議などの様々な機会を通じて、介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者との連携強化と協働を意識し、高齢者を支援するネットワーク構築に努める。

4. 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)を実施すること

センターは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ利用者の自立に向け設定された目標を達成できるよう配慮する。

また、第1号介護予防支援事業を実施する際、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場やインフォーマルサービス等の活用を推進する。

5. 介護支援専門員への支援をすること

センターは、介護支援専門員からの個別相談を受ける体制をつくり、定期的な情報交換会や介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催、介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言を行うなど、介護支援専門員を支援するように努める。

6. 地域ケア会議を運営する

センターは、高齢者への包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために必要な検討を行い、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう地域ケア会議を開催し、また、自立支援の観点から市が主催する自立支援型地域ケア会議への出席に努める。

7. 市と連携する

センターは、地域の高齢者の総合相談に応じ、適切な保健福祉の推進が図れるように市関係部局と連携し、支援等を行う。

また、市とセンターは定期的に地域包括支援センター会議を開催するとともに、その他必要な連絡会議等に参加し、地域資源の情報共有や意見交換に努める。

8. 公正・中立性を確保する

センターは、公益的な機関として、特定の事業所や機関に偏ることなく、地域の高齢者の自己決定権を尊重し、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正かつ中立な事業運営をする。